

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 東海工業（株）
業者の住所 : 大阪府大阪市旭区新森 7-4-33
- 2 指名停止措置期間 : 平成22年11月15日～平成23年 2月14日(3ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域

4 事実概要

東海工業(株)は、少なくとも平成20年6月30日及び平成21年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、不正な会計処理により得た経営状況分析結果を用いて経営事項審査を申請し、その申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって公共工事の発注者に対し競争参加資格申請を行った。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、平成22年9月27日、近畿地方整備局長より、営業停止処分(45日間)を受けたものである。

5 指名停止措置理由

東海工業(株)が、近畿地方整備局長から建設業法に基づく営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第12号(建設業法違反行為)に該当するものである。

(参考)

＜工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2＞

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 12 関係区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026